

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省26-⑧)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>持続可能な農業生産を支える取組の推進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>生産局 【生産局技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課】</p>				
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>農業が、環境の保全に配慮しつつ、国民が求める食料の安定供給等の役割を果たすことが求められている中、持続可能な農業生産を支える取組を推進する。 このため、たい肥等による土づくりと化学肥料(注1)、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組もうとする環境保全効果の高い営農活動の促進や有機農業(注2)を一層拡大するための施策を行う。</p>				<p>政策評価体系上の 位置付け</p>	<p>農業の持続的な発展</p>				
<p>政策に関係する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 2 (8)持続可能な農業生産を支える取組の推進 有機農業の推進に関する基本的な方針(平成26年4月25日)</p>				<p>政策評価 実施予定時期</p>	<p>-</p>				
<p>施策(1)</p>	<p>環境保全効果の高い営農活動の促進</p>									
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>農林水産省では平成4年から環境保全型農業を推進しており、平成11年からは、「持続性の高い農業生産方式(注3)の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、都道府県知事から、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業生産方式を導入する計画(導入計画)の認定を受けた農業者(エコファーマー(注4))への支援を実施。これまでの取組により、平成22年3月時点で、エコファーマーの数が農業経営体数の11%程度に相当するまでに達するなど、環境負荷の軽減に一定の効果があったが、たい肥等の施用による土づくりについてはなお課題を残しているほか、新たに農業が有する環境保全機能の向上を通じて地球温暖化の防止や生物多様性の保全等へ対応が求められている状況である。 今後、農業が、国民の求める食料の安定供給等の役割を果たせるよう、農業生産を持続可能なものに転換するためには、化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や地域に土着する天敵昆虫等の生物機能を活用した農法等、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進する必要がある。 このため、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)を育成することにより、環境保全効果の高い営農活動を促進する。</p>									
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>(ア) エコファーマー累積新規認定件</p>	<p>221,102件</p>	<p>21年度</p>	<p>340,000件</p>	<p>26年度</p>	<p>23年度 269,000件</p>	<p>24年度 293,000件</p>	<p>25年度 317,000件</p>	<p>26年度 340,000件</p>	<p>27年度 -</p>	<p>たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の増加は、環境保全型農業の推進に直接つながることから、指標として設定した。 平成22年3月末時点のエコファーマーの累積新規認定件数(新規認定件数とは、初めてエコファーマーの認定を受ける者の件数)は、221,102件である。 エコファーマーの認定は、平成11年度から開始されているが、1年間当たりの新規認定数が2万件を超えた平成15年度から平成21年度までのうち、「農地・水・環境保全向上対策」の営農活動支援の影響で認定数が大幅に増えた18、19年度を除いた分の平均より、1年間当たりの新規認定数を24,000件とする目標を立てた。</p>
<p>(イ) 化学肥料の使用量の低減</p>	<p>1,317,137 純成分トン</p>	<p>19年度</p>	<p>1,303,400 純成分トン</p>	<p>24年度</p>	<p>1,311,700 純成分トン</p>	<p>1,308,900 純成分トン</p>	<p>1,306,200 純成分トン</p>	<p>1,303,400 純成分トン</p>	<p>-</p>	<p>エコファーマーが環境に配慮した農業生産を実施するため、土壌診断を行った上で、局所施肥や有機質肥料の施用等の技術により適正な施肥を実施することによって減少が見込まれる化学肥料(窒素、りん酸、加里の合計量)の量を指標として設定した。 1年間の化学肥料の削減量は、年間のエコファーマー新規認定目標件数:24,000件×エコファーマーの1件当たりの平均取組面積:1ha×化学肥料の需要量の推計値(平成元年から平成19年までの化学肥料の需要量の推移から推計):286kg/ha×エコファーマーの導入計画に基づく化学肥料の低減割合(平成21年度調査):40%＝削減量:2,746t/年 ※評価実施時期に、評価対象年度及び前年度の実績値を把握できないことから、年度毎の目標値は、前々年度の値を記入している。また、目標年度である24年度実績値の評価は、26年度実施施策の評価において行う。</p>
<p>(ウ) 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化</p>	<p>-</p>	<p>17年度</p>			<p>-</p>	<p>-</p>	<p>前年度を上回ること</p>	<p>前年度を上回ること</p>	<p>前年度を上回ること</p>	<p>地球温暖化対策が国内外での政策課題となっている中で、農業分野においても、排出削減等の継続的な取組が求められていることから、指標として設定した。 目標値については、全体の「地球温暖化対策計画(各分野の対策・施策や目標を位置づけ)」が未策定であり、個別事項の目標設定ができないものの、当面の施策推進上、CO2を引き続き削減することが重要であるため、前年度までの実績値を上回ることを目標値として設定している。「地球温暖化対策計画」が政府として具体的な目標が設定されたら、改めて目標値を検討する予定。</p>

施策(2)	有機農業の取組の拡大									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものである。また、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものである。 このため、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第120号)に基づき、農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面において有機農業の取組を拡大することとし、有機農業技術の確立・普及、産地規模の拡大や産地間の連携による安定供給の確保、有機農業に対する消費者理解の促進、有機JAS制度の活用のための取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大									
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(7) 市町村における有機農業の推進体制の整備率	16.8%	24年度	50.0%	30年度	-	-	-	18.7%	25.0%	現在の測定指標である「有機JAS認定農産物の生産量」については、対前年目標増加量に対する対前年実績増加量の達成度合に基づき、目標達成度を判定することとしている。 しかしながら、現在の測定指標である有機JAS認定農産物の生産量については、天候の影響等によって大きく変動するために客観性に欠ける面があった。 このような中で、平成26年4月に策定した新たな基本方針において、有機農業を面的に拡大することとしているが、このためには、新たに有機農業を行うおとする者への就農相談等、市町村段階における推進体制の整備が重要であり、現在、この体制整備が立ち後れていることから、測定指標は「有機JAS認定農産物の生産量」から「市町村段階における有機農業の推進体制の整備率」に改めることとする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成26年行政事業レ ビュー 事業番号			
	23年度 [百万円]	24年度 [百万円]	25年度 [百万円]							
(1) 地力増進法 (昭和59年)	-	-	-	-	(1)-①-(7) (1)-①-(f)	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-			
(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	(1)-①-(7) (1)-①-(f)	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-			
(3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	(1)-①-(7) (1)-①-(f)	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を規程。適切な家畜排せつ物管理を促進することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-			
(4) 有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	-	-	-	-	(2)-①-(7)	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規程。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	-			
(5) 強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:26-2、3)	6,648の内 数 (6,030の 内数)	27,348の内 数 (20,984の 内数)	31,114の内 数	23,385の内数	(1)-①-(7)	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	0031			
(6) 産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:26-2、5、19)	12,278の内 数 (4,064の 内数)	5,445の内 数 (3,960の 内数)	2,904の内 数	2,882の内数	(2)-①-(7)	・有機農業による産地の販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化等の取組を支援する。産地の新たな販路の確保や実需者のニーズに応える有機農産物の供給力を強化することにより、有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。 ・有機農業による産地の安定供給力、産地販売力、有機農業者育成力の強化等の取組を支援する。産地の新たな販路の確保や実需者のニーズに応える有機農産物の供給力を強化することにより、有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	0038			

(7)	生産環境総合対策事業のうち農業生産地球温暖化対策推進事業(平成25年度) (主、関連:26-19)	-	-	187	186	(1)-①-(ウ)	・全国の農地において、土壌炭素量等の調査を実施 ・他分野で製品化・実用化されている省エネ・省資源技術の農業転用について、公的農業研究機関と民間企業等との共同検証を支援。 ・温暖化適応技術の共同検証を支援 ・温室効果ガスの排出量を削減した営農活動を支援すること等により、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	0124
(8)	生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業(平成21年度) (主、関連:26-4)	238 (218)	38 (22)	98	21	(1)-①-(イ)	・土壌中の肥料成分を踏まえた施肥活動や、地域の土壌条件や作物に応じた減肥基準の策定・改定等による肥料利用効率の向上の取組を推進。 ・慣行施肥体系と比較して施肥量を抑制した、低コスト施肥技術体系の確立等を支援することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	0122
(9)	環境保全型農業直接支援対策(平成23年度) (主、関連:26-19)	2,909 (1,204)	2,643 (1,628)	2,016	2,646	(1)-①-(フ) (1)-①-(イ) (2)-①-(フ)	・農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動(カバークロップ、有機農業、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用)に取り組む場合、支援を実施。 ・上記の営農活動のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定した地域特認取組(冬期湛水、リビングマルチ、草生栽培、バンカープランツ、江の設置等)の支援を実施。 ・農業者等がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、幅広く支援を行うことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。また、有機農業者に対しても直接支援を実施することにより、有機農業の取組が拡大し、有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	0123
(10)	生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援事業(平成19年度) (主、関連:26-19)	104 (104)	67 (67)	49	55	(2)-①-(フ)	有機農業への参入支援のための事例の調査・分析、有機農業の標準的栽培技術の体系化、有機農産物の価値理解促進等の取組を支援する。有機農業技術の確立・普及や実需者の有機農産物への理解促進等により、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	0121
(11)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の管理の用に供する施設に係る課税標準の特例措置(平成11年度)	-	-	-	-	(1)-①-(フ) (1)-①-(イ)	畜産業を営む者が新たに取得した家畜排せつ物法の管理基準に適合する施設について、その課税標準を、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年分に限り3/4の額に軽減。 堆肥化施設等の整備を促すことにより、適切な家畜排せつ物管理の促進に寄与する。	-
(12)	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置(昭和44年度)	-	-	-	-	(1)-①-(フ) (1)-①-(イ)	水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する污水又は廃液の処理施設の課税標準を1/3の額に減額。 より環境保全効果の高い污水处理施設の導入を促すことにより、適切な家畜排せつ物管理の促進に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		4,000 <0>	3,243 <0>	2,466 <0>	3,009 <0>			
政策の執行額[百万円]		2,149 <0>	2,170 <0>					

(注1)「予算額計」欄及び「26年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農業環境対策課調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度までの新規認定件数-21年度基準値)/(当該年度の目標件数-21年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	技術普及課調査資料により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度までの化学肥料需要量-19年度基準値)/(当該年度の目標需要量-19年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	補助事業において設置された省エネ機器や主要メーカー聞き取りの販売台数により把握。
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):削減量が前年度を上回る B(有効性の向上が必要である):削減量が前年度とほぼ同等 C(有効性に問題がある):削減量なし
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	市町村に対して調査対象年度における有機農業の推進体制の整備状況についてのアンケート調査を実施することにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(各年度における体制整備率/目標を達成するために必要な各年度の体制整備率) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	化学肥料	化学的工工程により製造された肥料。
注2	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
注3	持続性の高い農業生産方式	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に規定された、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する農業生産の方法。
注4	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
注5	有機JAS認定農産物	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定された有機農産物の日本農林規格に則り、たい肥等で土づくりを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用していないことを第三者認証された田畑で栽培した農産物。遺伝子組換えの種苗は使用せず、栽培中も禁止された農薬、化学肥料は使用しない。